

大磯町保育の利用調整の基準に関する要綱

平成29年12月19日
大磯町告示第124号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る保育所、認定こども園（法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用にかかる調整（以下「利用調整」という。）を適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法令の定めるところによる。

(利用調整)

第3条 町は、次の各号に定める方法により入所児童の選考を行い、入所児童の優先順位を決定するものとする。この場合において、決定に当たっては、入所を希望する児童ごとに第1希望保育所等、第2希望保育所等、第3希望保育所等の順に選考を行うものとする。

(1) 入所希望児童の保護者及び家庭の状況等により別表第1の点数の欄に掲げる点数と別表第2の点数の欄に掲げる点数を合計したものを基本点数とする。

(2) 前号に規定する基本点数の高い順に当該児童が希望する保育所等の入所優先順位とする。

(3) 第1号に規定する基本点数が同一点数で複数人が並んだ場合は、別表第3の点数の欄に掲げる点数を合計したものにより優先順位を決定するものとする。

(入所児童の決定)

第4条 町は、前条に規定する優先順位の上位者から当該保育所等の受入れ可能年齢、保育士配置及び施設の最低基準面積等を考慮して入所児童を決定するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行し、平成30年4月1日以降の入所に係るものについて適用する。

附 則（令和8年8月21日大磯町告示第96号）

この告示は、公表の日から施行し、令和9年4月1日以降の入所に係るものについて適用する。

別表第1（第3条関係）

基準点数表

父・母の状況				点数
就労	就労（内職を除く）	月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労	100
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労	90
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労	80
		月 16 日以上 月 19 日以下	1 日 8 時間以上の就労	70
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労	60
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労	50
	内職	月 16 日以上	1 日 4 時間以上の就労	30
妊娠・ 出産	産前・産後 8 週間			50
病気・ 障がい	疾病	1 か月以上入院もしくは寝たきりの状態など、完全に 保育が不可能な状態		100
		通院加療などを行い、常に安静を要するなど、常時保 育が困難な状態		80
	障がい	重度の障がい（身体障害者手帳 1 ・ 2 級、精神障害者 保健福祉手帳 1 ・ 2 級、療育手帳 A 1 ・ A2）		100
		中度の障がい（身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健 福祉手帳 3 級、療育手帳 B1 ・ B2）		80
	上記以外で保育に当たることが困難な場合			70
介護・ 看護	月 20 日以上		1 日 8 時間以上の介護・看護	100
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	90
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	80
	月 16 日以上 月 19 日以下		1 日 8 時間以上の介護・看護	70
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	60
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	50
災害復 旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育に当たれない 場合			100
求職活動				20
就学	月 20 日以上・ 1 日 6 時間以上の就学			70
	月 16 日以上・ 1 日 4 時間以上の就学			60

- ・ 父および母それぞれの点数を算出し、合算する。
- ・ 父および母の状況について複数の項目に該当する場合は、原則として点数の高い項目の点数を採用する。

別表第 2（第 3 条関係）

加算減算表

状況	点数
ひとり親家庭	120
生活保護世帯	25
生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	30
虐待やDVの恐れがあり、特に保育所等への入所の必要性が認められる場合	100
子どもが障がいをもつ場合（要手帳）	20
産前産後休業及び育児・介護休業を終えた復職	15
同じ保育所等に兄弟姉妹が入所している場合	10
小規模保育施設等の卒園児（連携園以外の施設を希望する場合）	30
利用申込時点で保育を必要とする事由があり現在認可外保育施設を利用している（町外居住者を除く）	15
利用申込時点で保育を必要とする事由があり、職場内託児施設及び認可保育所等の一時保育（月 64 時間以上）のいずれかを利用している場合（町外居住者を除く）	10
認可保育所又は認定こども園（保育所機能部分）からの転園を希望する場合（町外居住者を除く）	-20
育児休業取得のために保育所等を退所し、復職のため再度利用する場合で、休業前に入所していた保育所等への再度の入所を希望する場合	15
65 歳未満の保育可能な親族と同居している場合（保育ができない状態であることがわかる証明書類の提出がない場合）	-20
町内で就労している町外居住者（転入が確定している者を除く）	-20
保護者に正当な理由がなく 6 月以上保育所保育料の滞納がある場合	-10
保護者の職業が認可保育所等で働いている保育教諭、保育士である	5
前年度 4 月に入所できず、待機している場合	25
町長が特に必要と認めた場合	個別判断

- ・ 複数の項目に該当する場合は、合算した点数とする。

別表第3（第3条関係）

同点調整表

状況		点数
虐待やDVの恐れがある世帯		10
ひとり親世帯		8
生活保護世帯		5
保育料滞納月が多い世帯（6月以上滞納）		－10
過去1年以内において内定の辞退をしている（保護者の病気などやむを得ない場合を除く）		－5
生計を一にしている子どもが3人以上の世帯		1
産休・育休・介護休業の終了に伴い申込を行い、入所に至っていないがすでに職場復帰している場合		1
保護者の勤務地 ※町外からの申込は、必要に応じ個別判断	大磯町の場合	0
	平塚市・二宮町の場合	1
	神奈川県内の場合	2
	神奈川県外の場合	3
継続して長期間待機している	入所希望して3か月以上である	2
	入所希望して6か月以上である	3
	入所希望して9か月以上である	4
	入所希望して12か月以上である	5
町長が特に必要と認めた場合		個別判断

- ・ 同一点数で複数人が並んだ場合に、加減点して優先順位を決定する。
- ・ 複数の項目に該当する場合は、合算した点数とする。